新規・更新【個人】登録チェックリスト

事務所名	
担当者名	
日中連絡の取れる電話番号	
Fax か e-mail ※必ず記載	

*正副 2 部提出 ↑書類のやり取りができるメールアドレス等記載し、このチェックリストとともにご提出ください。

■個人事務所	
本チェックリスト	チェック及び記入後のものを添付
①申請書	申請者氏名の記入 署名・押印は不要
	※事務所名に「二級」「木造」の表記
②払込受領書〈ATM 利用明細表可〉	【正本】コピーを添付 【副本】原本を添付
③所属建築士名簿	管理建築士を含む所属建築士全員
	同一人で建築士免許登録種別が複数ある場合は、上位級の み記載
④業務概要書	前回更新以降5年分記載(新規は「該当なし」と記入し添付)
⑤略歴書(申請者)	申請者氏名の記入 署名・押印は不要
	最終学歴の記入
	最終学歴〜現在までの勤務先の記入
⑥略歴書(管理建築士)	管理建築士氏名の記入 署名・押印は不要
【※申請者と管理建築士が	最終学歴の記入
同一の場合は⑤のみで可】	最終学歴〜現在までの勤務先の記入
⑦誓約書	申請者氏名の記入 署名・押印は不要
⑧建築士免許証の写し	管理建築士分(新規は所属建築士全員分)
⑨管理建築士講習修了証の写し	管理建築士講習(24条の2に定める講習)修了証の添付
⑩退職証明書(離職票・健康保険資格 喪失証明書等でも可)	管理建築士となる者が申請前 6 ヶ月以内に他の職場等離職 している場合
⑪設計等の業務に関する報告書	毎事業年度後3ヶ月以内に提出 未提出年度分すべて提出
	※すでに提出済の場合、更新時の提出は不要
※代理申請の場合>>委任状が必要 <所	

※代理申請の場合>>安仕状か必要 <所員の場合は不要>

建築士住所等の届出は、必要に応じて直接建築士会へご提出ください。【令和3年4月より】 http://www.ehime-shikai.com/architect/registry

正	副
IE.	鱼儿

□一級	
□二級	
□木造	

建築士事務所登録申請書

[記入注意]

- 1. ※印欄は、記入しないでください。
- 2. □のある欄は、該当する□に印を付けてください。 3. 登録年月日および登録番号欄は、更新登録を受けようとする場合に

	*	手	数	料	欄
令和	年	月	日		手数料納入済
一級 • 二	級・木流	÷	28	.000	円

		-月日ねよい登録番号/ てください。	懶は、 更新登跡を受けよりとする!	一級・二級	及・木造 28,0	000 円
	建築	桑士事務所の登録を	中請します。この申請書及び初	系付書類の記載事項	項は事実に相違	ありません。
		令和 年 月	日			
	₩. F.	░░░░░░░░░░░░░░░░░░░░░░░░░░░░░░░░░░░░░	登録申請者氏名			
		爰県指定事務所登録 设社団法人 愛媛県	x機) - 建築士事務所協会長 様			
		ふりがな				
	建 築	名称				
	士事務所	所 在 地	電話			
		事務所の別	□一級建築士事務所	□二級建築士事		、 造建築士事務所
	畑	ふりがな			-5 24- 1	□一級建築士
	個人であ	氏 名			建築士の資格の	□二級建築士 □木造建築士 □な し
登録	人であるとき	住所	Ŧ			
申		ふりがな				
請	法人	事務所名称				
者	人であるとき	事務所所在地	〒			
	き	役員の氏名 及び役名			決算時期	月
		ふりがな				-
建築	管理	氏 名		登録番号	第	号
士事務所	管理する建築士	一級建築士、 二級建築士または 木造建築士の別	□一級建築士 □二級建築士 □木造建築士	登録を受けた都道府県 (二級・木造建築士の場合		
を 	士	管理建築士講習を 修了した年月日	年 月 日	講習修了証番号	<u></u>	
玗	1 登	録 年 月 日	令和 年 月	E E		
及	なび	登録番号	愛媛県知事登録 第	号 %		
新	更	※登録年月日	令和 年 月			
現 □	計	及び登録番号	愛媛県知事登録 第	号		

振 替 払 込 請 求 書 兼 受 領 証 原 本 貼 付 欄

郵便局・ゆうちょ銀行にて下記ゆうちょ銀行口座へ納入してください。

口座番号:01600-3-76581

口座名称:一般社団法人愛媛県建築士事務所協会

(イッハ°ンシャタ゛ンホウシ゛ン エヒメケンケンチクシシ゛ムショキョウカイ)

*** 他金融機関からの振込用口座番号 ***

一六九(イチロクキュウ)店(169) 当座 0076581

所属建築士名簿

No.	氏 名	一級建築 士、二級建 築士又は木 造建築士の 別	登録	番	号	登録を受けた都 道府県名(二級 建築士又は木造 建築士の場合)	構造設計一 級建築士 は設備設計 一級を であるって にあるって は、その旨	構造設計 一級建築 士証開設計 一級運動 一級運動 一級運動 一級運動 一級運動 一級運動 一級運動 一級運動
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
(備:	考)					一級建築	士	名
别	紙 有 □					二級建築	士	名
	無□		;	計		木造建築	士	名
					1	構造設計一級建築	士	名
					Ī	設備設計一級建築	<u>±</u>	名

業務概要書

[記入注意]

1 最近のものから順次記入してください。

2 〔例〕

甲野 太郎東京都甲野ビル鉄筋コンクリート造設計及び平成 30.11.1貸事務所三階建延べ 500 ㎡工事監理~令和 1.5.10

注文者	建築物所在地 都 道 府 県 名	建築物の名 称及び用途	構造及び規模	業務内容	期間

略 歴 書

登録申請者 管理建築士

〔記入注意〕

- 1. 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2. 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

	ふ り 氏	が	な 名		生年月日	年 月 日				
建	生 築 士	Ø	資 格	一級建築士 □ 木造建築士 □ 二級建築士 □ な □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士または 木造建築士の別)					
	年	月	日	学校名及び学科名	卒業·修	了・中退の別				
学歴										
	期		間	勤務先	地位・職名					
	年 月	\sim	年 月	30 300 70						
職壓										

略歴書(管理建築士)

〔記入注意〕

- 1. 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2. 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

	ふ 氏	ŋ	が	な 名					•••••			••••••		生生	丰月	日		4	年	月	日
建 築 士 の 資 格						一級建築士 □ 木造建築士 □ 二級建築士 □ 二級建築士 □ 登録 番号					者	『道. (二級)	を受 府 県 土 築士 集士	具名 または							
	左	Ę.	月	F	3		当	之校名	る及び	が学科	·名				卒	業•	修了	・中	退の	別	
学歴																					
	期 間 年 月 ~ 年 月					勤務先					地位・職名										
					390 427 /u			地 匹 机 石													
職歴																					

誓 約 書

登録申請者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が 法人である場合においては、その役員を含む。)及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役 員を含む。)が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和	年	H	日
	T-	Н	

愛媛県指定事務所登録機関 一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会長 殿

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられた者(刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)による改正前の刑 法(明治 40 年法律第 45 号)第 13 条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者を含む。 11 において同じ。)であ って、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わ
- り、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免 許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日 から起算して5年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因 となった事実があった日以前1年内にその法人の役員であった者でその取消しの日から起算して5年を経過し ないもの)
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者(当 該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年内にその法人 の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの)
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団 員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(9において「暴力団員等」という。)
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切 に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 拘禁刑以上の刑に処せられた者(2に該当する者を除く。)
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者(3に該当する者 を除く。)

(章:17	(注音)	1	※録中誌老が注しでなる担合に1d	注 L の仕事者の氏々な従れて記載してください。

- L記人汪怠」1 登録甲請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 2 2から9まで、11 又は 12 のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、 上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。